

教第 4 号議案

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの
実施について

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きを実施するに当たり、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 4 年 4 月 27 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 高田 純

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの実施については異議ありません。

令和4年4月27日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

文 ス 第 1 9 3 号

令 和 4 年 4 月 1 8 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元



神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの
実施についての意見聴取の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 の規定に基づき、神戸市公民館条例施行規則（令和 3 年 3 月規則第 74 号）の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きを実施するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局スポーツ企画課）

神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する市民意見公募手続きの
実施について

意見公募手続きについて

- ・意見募集の期間：令和4年4月28日（木）～5月27日（金）[予定]
- ・改正内容：別紙参照

「神戸市公民館条例施行規則の一部改正」について（概要）

1. 改正の趣旨

- (1) 神戸市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項で規定している使用しようとする日の4日前の日までの申請について、4日前の考え方として規則第9条第1項各号に定める休館日を除いて数える取扱いとするため。
- (2) 規則第4条で規定している使用料の後納について、後納することができる特別の理由のあるときとして神戸市地域サービス情報システムを利用して許可を受ける場合を加えるため。
- (3) 規則第6条で規定している使用料の返還について、天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等を使用できないとき（規則第6条第1項第1号）及び市長が特に必要があると認めるとき（規則第6条第1項第4号）には申請を不要とする運用とするため。
- (4) 規則第10条で規定している開館時間について、令和4年8月より施設使用時間帯枠を一部変更することに伴い、必要な時間について開館できるようにするため。
- (5) 規則別表で規定している住之江公民館の附属設備について、パーソナルコンピュータを削除するため。
- (6) 規則様式第1号及び様式第2号において、記載すべきとしている事項（「特別な設備又は器具等」の項目）を削除し、その他文言の整理を行うため。
- (7) その他規定の整備

2. 改正案の概要

- (1) 規則第2条の文言の改正
施設を使用する場合の申込期日を、使用しようとする日の4日前の日から、使用しようとする日の4開館日前の日までとする旨の改正
- (2) 規則第4条の文言の追加
公民館の利用者が神戸市地域サービス情報システムを利用して使用の許可を受ける場合において、使用料を後納することができる旨の文言の追加
- (3) 規則第6条の文言の追加
使用料の返還について、規則第6条第1項第1号及び第4号の場合には職権で返還できる旨の文言の追加
- (4) 規則第10条の文言の変更
規則第9条第1項第1号に規定する休館日の前日の利用者の申請に基づき許可することができる開館時間の変更（改正前：午後6時から午後9時まで 改正後：午後5時から午後9時まで）
- (5) 規則別表の文言削除
住之江公民館のパーソナルコンピュータの削除
- (6) 規則様式第1号及び第2号において、記載すべきとしている事項（「特別な設備又は器具等」の項目）の削除、その他文言の整理
- (7) 規則第5条の文言の修正
誤りのある条項についての必要な整備

3. 施行予定日

令和4年8月頃